

## 1．市町民経済計算について

### 市町民経済計算推計の目的

市町民経済計算は、市町の経済活動の結果を生産・分配の二面からとらえ、市町の経済規模、産業構造等を明らかにし、地域経済の分析や行財政計画の策定などの資料として利用しようとするものです。

### 市町民経済計算の概念

市町民経済計算は、国民経済計算や県民経済計算と共通する基本的な考え方や仕組みに基づき、市町という行政区域を単位として、一定期間（会計年度）の経済活動の成果を計測するものです。

### 市町民経済計算の機能

市町民経済計算は、市町という行政区域における経済活動の実態を、マクロ的視点から総合的に把握するものです。これにより、地方行政の目標設定や諸施策の評価ができます。

- (1) 地域の所得水準や経済成長率を計測できる。
- (2) 市町間比較により市町経済の全国（県）に対する位置の判定ができる。
- (3) 市町経済の動向を知ることができる。
- (4) 地域経済の基本構造の実態が明らかにされることにより、
  - 生産面・・・市町内産業構造の実態が明らかになる。
  - 分配面・・・所得の分配の態様を分析することで、生産要素の配分の実態が明らかになる。

## 2．用語解説

### 市町内ベースと市町民ベース

市町内ベースとは、市町内という行政区域内の経済活動を、それに携わった者の居住地に係わりなく把握するものです。

一方、市町民ベースとは、市町内居住者の経済活動を地域に係わりなく把握するものです。

市町内総生産は市町内ベースで把握し、市町民所得（分配）は市町民ベースで把握したものです。

なお、この場合の居住者とは個人だけでなく、法人企業、政府機関などを含みます。

### 経済活動別市町内総生産

経済活動別市町内総生産とは、一定期間内に市町内の経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の評価額を、経済活動別に示したものです。

これらは、産出額から物的経費（中間投入）を控除したものにあたり、市町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表します。

## 市町民所得

生産活動によって生み出された付加価値が、その生産に参加した経済活動の主体に、賃金（雇用者報酬） 利潤（企業所得） 利子・配当（財産所得）などの形で、どのように分配されたかを示したものであり、その総額が市町民所得です。

## 雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をさします。

雇用者とは、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれます。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち（１）、（２）の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含めています。

### （１）賃金・俸給

現金給与（所得税、社会保険料雇用者負担等控除前）

一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与などのほかに役員給与や議員歳費等も含まれます。

現物給与

自社製品、食券、通勤定期等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出です。給与住宅差額家賃もこれに含まれます。

### （２）雇主の社会負担

雇主の現実社会負担：健康保険組合、年金基金等の雇主の負担金

雇主の帰属社会負担：退職一時金および社会保障基金によらない業務災害補償費などの負担金は、雇用者福祉のための社会保障基金その他に対する雇主の拠出金

## 財産所得

ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権など）を貸借する場合に、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、利子、法人企業の分配所得（配当等） 保険契約者に帰属する財産所得、地代（土地の純賃貸料） 著作権・特許権の使用料などが該当します。

ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む） 設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれません。この場合は、貸し手はサービスを産出し、借り手はそのサービスを消費するものとして扱われます。

## 企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受取りを加算し、財産所得の支払いを控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類されます。

営業余剰・混合所得とは、市町内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する期間内に発生した雇用者報酬、固定資本減耗及び生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税 - 補助金）の合計を差引いたものであり、企業会計でいう営業利益に相当します。したがって、企業所得は営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえます。

公的企業の例としては、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫等）、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）などの公庫等があげられ、非法人政府事業体としては印刷、造幣、郵政事業のような企業特別会計が該当し、県・市町においては、下水道を除く公益企業会計及び特殊法人である地方公社が含まれます。